

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則	○福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二七
告示	○公印を新調しその使用を開始する件	三〇
	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三〇
	○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件十一件	三〇
	○土地改良区の定款の変更を認可した件	三三
	○地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件	三三
	○保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件	三四
	○道路の区域を変更する件	三四
	○道路の供用を開始する件	三四
公告	○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三五
	○争議行為を行う旨通知があった件	三五
	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件	三五
	福島県選挙管理委員会	
	○不在者投票のできる施設として指定した件	三六
	福島県人事委員会	
	○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	三六
	福島県収用委員会	
	○福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則	三六
	○福島県収用委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則	三六
	○福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	三七
正誤		

○平成二十八年二月二十六日付け定例第二千七百七十四号中

三七

規則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県規則第十一号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十八年福島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

福島県知事

住 所
報告者 氏名又は名称
法人にあっては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第21条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる特定小売商業施設の名称
- 2 対象となる特定小売商業施設の所在地
- 3 対象となる営業年度 年 月 日～ 年 月 日
- 4 主な地域貢献活動の内容

5 地域貢献活動に関する窓口

- (1) 社名又は店舗名及び担当部署名
- (2) 住所
- (3) 電話番号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 必要に応じて参考資料を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

地域貢献活動計画報告書

年 月 日

福島県知事

住 所
報告者 氏名又は名称
法人にあっては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第21条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる特定小売商業施設の名称
- 2 対象となる特定小売商業施設の所在地
- 3 対象となる営業年度 年 月 日～ 年 月 日
- 4 主な地域貢献活動の内容

5 地域貢献活動に関する窓口

- (1) 社名又は店舗名及び担当部署名
- (2) 住所
- (3) 電話番号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 必要に応じて参考資料を添付すること。
-

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則様式第六号及び様式第七号による報告書は、改正後の福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則様式第六号及び様式第七号による報告書とみなす。

(商業まちづくり課)


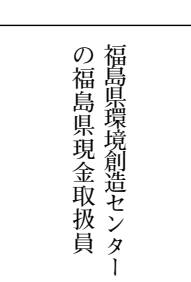
告 示

福島県告示第百十号

公印を次のように新調し、平成二十八年四月一日その使用を開始する。
平成二十八年三月四日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印	影	公印管理者
24の2	福島県現金取扱員印(福島県環境創造センター用)			福島県環境創造センターの福島県現金取扱員

(文書法務課)

福島県告示第百十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年三月四日から同年四月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉ライチャール 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生の予防

二 実施する区域

- 1 二本松市(小浜、成田、西勝田、下長折、上長折、長折、西新殿、東新殿、上太田の区域に限る。)、本宮市(福沢、白岩、長屋、糠沢、松沢、和田の区域に限る。)、桑折町、国見町、郡山市(西田町の区域に限る。)、須賀川市、田村市(船引町のうち船引、北鹿又、長外路、上移、北移、南移、中山、横道、新館、大倉、石沢、門鹿、文珠、石森の区域に限る。)、石川町(中野、曲木、塩沢、母畑、湯郷渡、北山、沢井、赤羽、新屋敷、王子平、国見、下ノ内、大内、塩ノ平、梁瀬、白石、大室、大五郎内の区域に限る。)、小野町(浮金、飯豊、吉野辺の区域に限る。)、泉崎村、矢祭町、塙町、喜多方市(塩川町の区域に限る。)、南相馬市(鹿島区の区域に限る。)、いわき市(植田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町、山田町、金山町、中岡町、南台、三和町差塩、三和町上永井、三和町下永井の区域に限る。)の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
 - 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛のヨーネ病の発生の予防

二 実施する区域

- 1 二本松市（小浜、成田、西勝田、下長折、上長折、長折、西新殿、東新殿、上太田の区域に限る。）、本宮市（稲沢、白岩、長屋、糠沢、松沢、和田の区域に限る。）、桑折町、国見町、郡山市（西田町の区域に限る。）、須賀川市、田村市（船引町のうち船引、北鹿又、長外路、上移、北移、南移、中山、横道、新館、大倉、石沢、門鹿、文珠、石森の区域に限る。）、石川町（中野、曲木、塩沢、母畑、湯郷渡、北山、沢井、赤羽、新屋敷、王子平、国見、下ノ内、大内、塩ノ平、梁瀬、白石、大室、大五郎内の区域に限る。）、小野町（浮金、飯豊、吉野辺の区域に限る。）、泉崎村、中島村、矢祭町、塙町、喜多方市（塩川町の区域に限る。）、湯川村、南相馬市（鹿島区の区域に限る。）、いわき市（楢田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町、山田町、金山町、中岡町、南台、三和町差塩、三和町上永井、三和町下永井の区域に限る。）の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛
- 二 二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
- 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- 5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後百八十日以上のものであつて、過去五年の間に一の目的に係る検査を受けていないものうち次に掲げるもの

- 1 家畜市場に出場する軽種馬
- 2 県外に移出する馬
- 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 4 放牧している馬又は放牧しようとする馬
- 5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 6 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の規定による競馬に出場する馬
- 7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

鶏の家禽サルモネラ感染症（サルモネラ・プロウラムによるものに限る。）の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

急速凝集反応法

(畜産課)

福島県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂
- 四 実施の期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したものの
- 四 実施の期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

福島県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
血清学的検査（鶏を検査する場合にあつてはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応）

(畜産課)

福島県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
豚のオースキー病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

(畜産課)

福島県告示第百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成十四年農林水産省令第五十八号)第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。)

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚コレラの発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されて

いる豚

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(エライザ法及び中和試験)

(畜産課)

福島県告示第百二十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚流行性下痢の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験)

(畜産課)

福島県告示第百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から平成二十八年二月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十四日認可した。

平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第百二十四号

地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成二十七年福島県告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月四日

表中「細八第五」を「細八第三 細八第五」に改める。
福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町野沢字家ノ上甲一〇九二の二、甲一〇九五から甲一〇九八まで、甲一一〇、字堀上甲一〇〇三から甲一〇一九まで

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字西山字強滝一五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十八年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 四五九号	耶麻郡北塩原村大字松原字大府平一〇七三番 一七二地先から 同 郡同 村大字松原字大府平一〇七三番 二四五地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 一一・〇〇	二九〇・〇 二九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十八年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四五九号	耶麻郡北塩原村大字松原字大府平	平成二十八年三月四日

一〇七三番一七二地先から
同 郡同 村大字松原字大府平
一〇七三番一四五地先まで

(道路計画課)

福島県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 新地町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬都市計画緑地事業 五号 釣師防災緑地
- 三 事業認可の年月日 平成二十五年三月二十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成二十五年三月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十五年三月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし
(まちづくり推進課)

公 告

公告第四十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長長野地寿子から賃金引き上げと医療・介護・福祉労働者の大幅増員、雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十八年二月二十三日付けで通知があった。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 日時 平成二十八年三月十七日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護

ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきようクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、埴厚生病院、埴厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にここヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。
(雇用労政課)

公告第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
猪苗代町土地改良区

退任した役員
氏名 住所
理事 佐藤 三十四 耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平湯四三番地

(農村計画課)

公告第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十八年三月四日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
檜葉町土地改良区

退任した役員
氏名 住所
理事 渡邊 芳男 双葉郡檜葉町大字井出字木屋二〇番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四号、第百十七号若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十八年二月二十四日次のとおり指定した。

平成二十八年三月四日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の所在地
特別養護老人ホームレジデンスふじの郷	南会津郡下郷町大字塩生字前原五〇二番一

福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月四日

福島県人事委員会
委員長 今野順夫

福島県人事委員会規則第五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一中 「公益財団法人福島県体育協会」を「公益財団法人福島県観光物産交流協会」に、「福島県道路公社」を「福島県道路公社」に改める。
- 別表第二中 「公立学校共済組合」を「公立学校共済組合」に改める。
- 附 則 「社会福祉法人福島県社会福祉協議会」を「公立学校共済組合」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

福島県収用委員会

（総務審査課）

福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月四日

福島県収用委員会
会長 菅野昭弘

福島県収用委員会規則第一号

福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則（昭和二十九年福島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号を次のように改める。

二十五 審査請求書の受理

附 則 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月四日

福島県収用委員会
会長 菅野昭弘

福島県収用委員会規則第二号

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「[日]」を「[3ヵ月]」に、「[異議申立て]」を「[審査請求]」に、「[決定]」を「[裁決]」に、「[決定の日]」を「[裁決の日]」に改める。

様式第二十五号中「[答する不服申立て]」を「[対する審査請求]」に、「[不服申立てに係る]」を「[審査請求に係る]」に、「[不服申立ての内容]」を「[審査請求の内容]」に改める。

- 附 則
- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定

等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県収用委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十条第三項第七号及び第二十一号、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規則第二十条第三項第七号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の三」と、改正後の規則第二十条第三項第七号中「条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十一條中「一条例第二十二條の二」とあるのは「第22條の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條の3」及び「3か月」とあるのは「60日」及び「審査請求」とあるのは「異議申立て」及び「裁決」とあるのは「決定」及び「不正後の規則様式第二十号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」及び「福島県個人情報保護条例第22條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條第1項」及び「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」及び「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月四日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭 弘

**福島県収用委員会規則第三号
福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則**

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県収用委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。
様式第十号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立ての内容」

を「審査請求の否認」に改める。

附 則

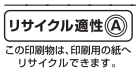
- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第四項、第十一条、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規則第七条第四項中「条例第二十一條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項及び第十一條において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十一條」と、改正後の規則第九号中「第21條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第六條の規定による改正前の福島県情報公開条例第21條」及び「3か月」とあるのは「60日」及び「審査請求」とあるのは「異議申立て」及び「裁決」とあるのは「決定」及び「不正後の規則様式第十号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」及び「福島県情報公開条例第19條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第六條の規定による改正前の福島県情報公開条例第19條第1項」及び「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十八年二月二十六日付け定例第二千七百七十四号中

一〇九	後ろか ら一七	31,500 7,000	— 31,500 7,000
-----	------------	----------------	--------------------



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷